

総務経済委員会

令和8年3月12日
予算決算委員会総務経済分科会終了後開議
301会議室

付託案件審査

- 1 議案第17号 加賀市部設置条例の一部改正について
- 2 議案第18号 加賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- 3 議案第19号 加賀市手数料条例の一部改正について
- 4 議案第25号 加賀市国家戦略特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例について
- 5 議案第26号 加賀市火入れに関する条例の一部改正について
- 6 議案第30号 加賀市火災予防条例の一部改正について
- 7 議案第31号 加賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 8 議案第32号 いきいきランドかがの指定管理者の指定について
- 9 議案第33号 加賀市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 10 議案第34号 「請負契約の締結について」の一部変更について

協議事項

- 1 加賀市税条例の一部を改正する条例の専決処分について（税料金課）

その他

令和8年度 組織再編に伴う条例改正について

議案第17号 加賀市部設置条例の一部改正について

○ 令和8年4月からの組織再編に伴い、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市の設置する部名称及びその分掌事務を変更するもの。主な変更点としては、総務部に秘書業務や企画調整業務を置き、新たに危機対策部・市民生活部を新設するなど、必要な調製を行うもの(以下は主な変更部分)



議案第19号 加賀市手数料条例の一部改正について

1. 条例改正の趣旨

「特定非常災害における建築確認等の手数料の額の減免を行う指定確認検査機関等への補助の制度拡充について(国住指第384号、令和7年12月25日)」の通知を受け、減免対象手数料の拡充(石川県と同様を減免)と災害発生からの期限を撤廃し、被災者に寄り添った改正を行うもの。

また、建築確認台帳等記載事項証明書については、建築確認データベースシステム利用料が大幅に上がったことを理由に、証明書1枚当たりの発行手数料を300円から500円に改正する。

2. 改正内容

1) 減免対象手数料に下記の手数料を加え、あわせて災害発生からの減免期限を撤廃する。

- ① 確認申請手数料
- ② 完了検査手数料
- ③ 中間検査手数料
- ④ 構造計算審査手数料
- ⑤ 仮使用認定申請手数料
- ⑥ 仮設興行場建築許可申請手数料
- ⑦ 長期優良住宅認定等手数料
- ⑧ 低炭素建築物認定等手数料
- ⑨ 建築物省エネ認定等手数料

2) 建築確認台帳等記載事項証明書の発行手数料を300円から500円に改正する。

3. 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

加賀市国家戦略特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例について

本市では、産業の競争力強化と経済活動の拠点形成を図るため、片山津IC産業団地の拡張整備を進めています。

これまで、工場等の集積が見込まれる区域には、新增設の際の自由度を上げるために地域未来投資促進法（法）に基づく緑地面積率等の緩和をしてきましたが、片山津IC産業団地拡張エリアでの緩和が法改正により出来なくなったことから、国家戦略特別区域会議の特例区域の認定を受け、条例を制定することで緩和を行います。

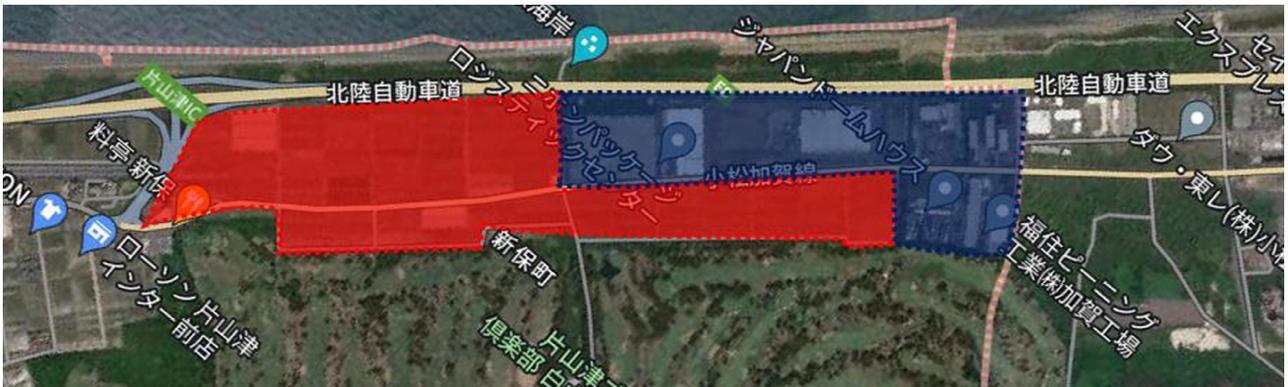
1. 特例緩和の内容

工場の新增設に伴う緑地面積率、環境施設面積率を緩和

	緑地面積率・環境施設面積率	備考
通常規制 (市内全域)	緑地面積率 20%以上 緑地を含む環境施設面積率25%以上	環境施設とは、 緑地や噴水、運動場、 太陽光発電施設など、 周辺地域の生活環境 保全に寄与する施設
法改正前に緩和した既存工場エリア (青色部分)	緑地面積率 5%以上 緑地を含む環境施設面積率10%以上	
特例緩和後の規制 (赤色部分)	緑地面積率 1%以上 緑地を含む環境施設面積率1%以上	

2. 特例区域により緩和する範囲

赤色部分：片山津IC産業団地の拡張計画エリア



議案第34号「請負契約の締結について」の一部変更について

1. 工 事 名 加賀温泉駅前広場全天候型広場施設等建設工事(建築工事)

2. 請負業者 奥村・小中出・三和 特定建設工事共同企業体

3. 変更内容

(1) 契約金額(税込)

変更前 2,308,900千円

変更後 2,346,410千円

増 額 37,510千円

(2) 完成工期

変更前 令和8年3月31日

変更後 令和8年5月1日

4. 変更理由

本工事は早期に完成すべく鋭意施工中であります。現地再調査の結果、敷地造成工事及び外構工事等で追加工事が必要となったこと、また全天候型広場施設とJR加賀温泉駅舎の間をつなぐ庇の施工において西日本旅客鉄道株式会社との協議に不測の日数を要したことから請負額の増額及び工期の延長を行うものである。

5. 現況写真



『加賀市税条例の一部を改正する条例の専決処分』について

【専決理由】

令和8年度税制大綱に基づき、「地方税法等の一部を改正する法律案」が今国会に提出され、その成立が3月末に見込まれており、所要の改正が必要です。専決処分するものは、その施行日が令和8年4月1日のもののみとしており、その他の改正は定例会に提案します。

1 軽自動車税

環境性能割の廃止に伴う改正

軽自動車税環境性能割を令和8年3月末をもって廃止し、軽自動車税種別割を軽自動車税とするもの。

【第8条、第10条、第88号、第89条、第89条の3から第91条まで、
第93条から第98条まで、附則第21条の3から附則第23条まで】

2 固定資産税・都市計画税

バリアフリー改修が実施された劇場等に係る特例措置の拡充や適用期限の延長に伴う改正

対象を特別特定建築物全般に広げ、特例率を市の判断で拡充できるようにした上で、適用期限を3年延長するもの。

【附則第13条の2】

3 その他

地方税法及び地方税法施行令の改正に伴う項ずれ等の改正を予定。

【上記以外】

物価高騰対応生活支援給付金給付事業について

1 目的

物価高騰が全ての市民に影響を及ぼしていることから、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、食料品等の物価高騰対策として、幅広い世代へ効果的で効率的な支援を行うため、市民全員を対象に1人当たり5,000円の現金を給付する。

2 支給対象世帯

基準日（本年2月1日）時点において、加賀市に住民登録があるすべての世帯

3 申請書類発送日

令和8年3月13日（予定）

4 申請期限

令和8年6月30日

5 給付方法

市民がマイナポータル（デジタル庁）等を通じて登録している「公金受取口座」等を活用しプッシュ型の給付を行う。登録のない世帯主については、従来型の申請による給付を行う。

6 周知方法

広報かが3月号、加賀市ホームページへの掲載

加賀市防災備蓄計画について

1. 計画策定の背景と目的

令和6年能登半島地震による教訓及び、令和7年5月公表の石川県地震被害想定を踏まえ、従来の備蓄計画を見直し、加賀市災害備蓄計画を策定しました。

2. 基本的な考え方

- ・家庭内備蓄を推進
- ・食料、飲料水、携帯トイレなど、3日分を市が備蓄
- ・4日目以降は、流通備蓄・救援物資を活用
- ・要配慮者（高齢者・乳幼児）女性に配慮

3. 備蓄品の支給対象者数

【避難所避難者数】

発災当日・発災1日後	約 24,000 人
発災1週間後	約 20,000 人

4. 主な備蓄品

食料等	アルファ化米、お粥、飲料水、乳児用液体ミルクなど
生活必需品	毛布、敷マット、簡易・段ボールベッド等
トイレ・衛生用品	簡易トイレ、携帯トイレ、紙おむつ、生理用品等

5. 主な備蓄量（目標量）

アルファ化米	約 14 万食（2 食/日）
飲料水	約 43 万本（500ml）
簡易トイレ	186 基（3 基/指定避難所）
携帯トイレ	36 万回分（5 回/日）

6. 配備場所・物資調達

- ・防災備蓄倉庫、指定避難所、地区会館等に分散配備
- ・6 中学校区に拠点備蓄倉庫を整備し配備
- ・事業者・団体との災害協定により物資を調達

7. 家庭内備蓄

- ・家庭で最低3日分、可能なら1週間分の備蓄
- ・食料品のローリングストックの取り組みを推進
- ・持ち出し品の準備を啓発

加賀市

防災備蓄計画

令和7年

目次

【はじめに】	1
1 基本的な考え方	2
2 備蓄品の支給対象者数	2
(1) 食料、飲料水	2
(2) 生活必需品、トイレ・衛生用品	2
3 備蓄品目と備蓄量の算定	2
(1) 主な備蓄品目	2
(2) 備蓄量算定の基礎数値（令和7年4月1日現在）	3
(3) 備蓄量の算定	3
ア 食料・乳児用ミルク等	3
イ 飲料水・浄水器	3
ウ 生活必需品	4
エ トイレ・衛生用品	4
4 配備場所（防災倉庫等）について	5
5 家庭内備蓄について	6
6 協定による物資の調達（流通備蓄）について	7
7 救援物資について	8
<参考> 関係法規等	10

【はじめに】

本計画は、自助・共助の考え方を基本とし、市民等による日ごろからの食料、飲料水及び生活必需品等の市民備蓄と公助として市の備蓄、市が事業者や団体等と協定を締結し災害時に調達する流通備蓄、他市町等との協定締結による救援物資及び国や県からの救援物資により市民等と市が共に災害に対応していくことを目標としている。

近年、水害や地震災害が全国で頻発しており、令和6年1月1日の令和6年能登半島地震では、県内に甚大な被害が発生した。本市においても最大震度5強の揺れを観測し、幸いにも人的被害は無かったものの住宅の損壊、断水、道路の陥没、液状化などの被害が発生した。

令和7年5月に公表された石川県地震被害想定調査結果によると、本市の被害想定が甚大であることから、備蓄品の検討を重ね、令和7年に本計画を策定することとした。

1 基本的な考え方

- ・ 「自らの身の安全は自ら守る」ことが防災の基本であり、災害に備えた平常時からの市民備蓄を推進する。市の備蓄は、流通備蓄や救援物資を考慮しながら、市民備蓄の補完的な役割を担う。
- ・ 国は、大規模地震発生から3日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定し、4日目から7日目までに必要不可欠と見込まれる物資を緊急支援としてしている。このことから、発災後4日目以降は協定を締結した事業者や団体等からの流通備蓄や協定締結他市町等による救援物資が到着することを想定し、食料・飲料水・生活必需品等の主な物資を3日分備蓄する。
- ・ 備蓄数は、石川県地震被害想定調査結果（令和7年5月公表）の最大避難所避難者数を基に算定した。

避難所避難者数（発災当日・1日後）＝23,729人※ ≒ 24,000人

〃（発災1週間後）＝19,907人※ ≒ 20,000人

※ シーン：福井平野東縁断層帯（北に震源）、正月・夕方18時・強風

- ・ 本計画は、市が設置する指定避難所において利用・配付する物品のうち主な備蓄品の目標等を記載する。
- ・ 乳幼児、高齢者などの要配慮者や女性の視点を取り入れた備蓄品を配備する。

2 備蓄品の支給対象者数

(1) 食料、飲料水

避難者区分	発災当日・1日後	1週間後
避難所避難者	24,000人	20,000人

(2) 生活必需品、トイレ・衛生用品

避難者区分	人数
避難所避難者	24,000人

3 備蓄品目と備蓄量の算定

(1) 主な備蓄品目

食料等	食料、乳児用液体ミルク、飲料水、給水袋（水道課）、浄水器
生活必需品	毛布、アルミシート、敷マット、簡易ベッド、パーティション、プライベートテント、発電機、投光器、ブルーシート
トイレ・衛生用品	簡易トイレ、携帯トイレ、組立式トイレ、除菌消臭剤、トイレットペ

	ーパー、紙おむつ、尿取りパッド、おしりふき、生理用ナプキン、ウェットティッシュ、手指消毒液（アルコール消毒液）
--	---

(2) 備蓄量算定の基礎数値（令和7年4月1日現在）

市人口：61,279人 総世帯数：28,801世帯

対 象	人口比率	対 象	人口比率
4歳児 (345人)	0.56%	2歳～84歳 (56,604人)	92.37%
3歳児 (347人)	0.57%	85歳以上 (4,152人)	6.78%
2歳児 (314人)	0.51%	10歳～55歳女性 (28,261人)	46.12%
1歳児 (270人)	0.44%	5歳～8歳 (1,550人)	2.53%
0歳児 (253人)	0.41%	0歳～3歳 (1,184人)	1.93%

(3) 備蓄量の算定

ア 食料・乳児用液体ミルク等

発災1日後の避難所避難者（24,000人）の3日分を備蓄する。

(ア) 食料

調理の必要が無く手軽に食べられるアルファ化米を1人1日2食*として算定する。また、柔らかい食料が必要な人（乳幼児、高齢者等）向けにお粥を備蓄する。アルファ化米（お粥含む）は、すべてアレルギー対応（特定原材料等28品目不使用）とする。

※ 非常時であること、また避難生活時は活動量が減ることから、1日2食とする。

(イ) 授乳負担を軽減するため、乳児用液体ミルクを1回200ml、1日5回授乳すると想定し算定する。ほ乳器は、洗浄・消毒が不要な使い捨てタイプを乳児用液体ミルクと同数を備蓄する。

【食料・乳児用ミルク等】

品 目	対 象	算 定	
アルファ化米	2歳～84歳	133,014食	24,000人×(92.37%)×2食×3日
アルファ化米（お粥）	1.5歳～2歳未満、85歳以上	10,080食	24,000人×(0.22%*+6.78%)×2食×3日
液体ミルク(200ml)	0歳～1.5歳	2,268本	24,000人×(0.41%+0.22%*)×5回×3日
ほ乳器（使い捨てタイプ）		2,268個	

※ 1.5歳～2歳未満児の人口比率（1歳児人口比率÷2）

イ 飲料水・浄水器

(ア) 飲料水

発災当日・発災1日後の避難所避難者（24,000人）の3日分（1人あたり1日3L）を子どもや高齢者が扱いやすいよう500mlペットボトルにて備蓄する。

(イ) 浄水器

流通備蓄・応援物資の繋ぎとして備蓄する。

【飲料水・浄水器】

品目	対象	算定	
飲料水	—	432,000本	24,000人×6本(500ml)×3日
浄水器	各地区会館 * 交換用フィルター1個含む。	21基	フィルター1個あたりのろ過能力：2トン(500ml ボトル4,000本)以上

ウ 生活必需品

発災1週間後の避難所避難者(20,000人)分を備蓄する。

【生活必需品】

品目	対象	算定	
毛布	—	20,000枚	20,000人×1枚 * フリース素材に順次更新する。
敷マット	—	20,000枚	20,000人×1枚 * 防災備蓄マットは、エアーマットに順次更新する。
乳児用コット	6か月未満	41個	20,000人×0.41%÷2
段ボールベッド	要配慮者 (85歳以上)	1,356基	20,000人×6.78% * 段ボールベッドは、折り畳み式に順次更新する。
段ボールパーティション	隔離・要配慮者	1,055個	9避難所×5個 + 28避難所×10個 + 14避難所×20個 + 5避難所×30個 + 5避難所×40個 + 2避難所×50個 * 収容人数100人未満の避難所は5個、収容人数500人未満の避難所は10個、1,000人未満の避難所は20個、1,500未満の避難所は30個、2,000人未満の避難所は40個、2,000人以上の避難所は50個 * 段ボールパーティションは、プライベートテントに順次更新する。
プライベートテント	更衣、授乳等多目的用途	776張	9避難所×4張 + 28避難所×5張 + 14避難所×15張 + 5避難所×25張 + 5避難所×35張 + 2避難所×45張 * 各避難所に少なくとも男性更衣用×1張、女性更衣・授乳用×3張を配分する。 * 収容人数100人未満の避難所は4張、収容人数500人未満の避難所は5張、1,000人未満の避難所は15張、1,500未満の避難所は25張、2,000人未満の避難所は35張、2,000人以上の避難所は45張
発電機(LPガス式)	—	63基	63避難所×1基 * LPガス式：ガソリン式よりもメンテナンスが容易で、当市においては燃料の調達も比較的容易
LED投光器	—	63基	63避難所×1基 * 夜間の発電機の騒音の観点から、AC電源が無くても使用(日中に発電機で充電)できる充電式に順次更新する。
ブルーシート (1枚3.6m×5.4m)	半壊建物用	8,376枚	8,376棟※(半壊建物)×1枚 ※ シーン：福井平野東緑帯(北に震原)、夏またはGW・昼12時・強風

エ トイレ・衛生用品

発災当日・発災1日後の避難所避難者(24,000人)分を備蓄する。

(ア) トイレ・トイレ用品

トイレは、簡易トイレ、既設トイレを併用し、避難所避難者50人毎に1基として算定する。長期化する場合は、避難所避難者20人ごとに1基として流通備蓄及び応援物資で賄う。(スフィア基準より。)

避難所避難者 24,000人 ÷ 50人 = 480基

* 長期化する場合：避難所避難者 20,000人 ÷ 20人 = 1,000基

【トイレ・トイレ用品】

品目	算定	
簡易トイレ（電動ラップ式）	189基	63指定避難所×3基 [*] ※ 男性用×1、女性用×2 ※ 1基あたり、個人用テント、ラクアーム、専用消耗品（50回分）、ハンディーバッテリーを含む。
携帯トイレ（便袋） * 既設トイレや組立トイレに被せて使用する。	360,000回分	24,000人×5回/日×3日分
組立トイレ	291個	480個 - 簡易トイレ189基 * 段ボールトイレは、丈夫な樹脂製の折り畳み式トイレに順次更新する。
トイレ用照明（充電式LEDランタン）	480個	1個/トイレ1基（個）
除菌消臭剤	480個	1個/トイレ1基（個）
トイレトーパー	9,600ロール	24,000人×5回×0.1333ロール=3,200ロール×3日 * 1人1日5回 * 1回あたり約80cm（60m巻で0.1333ロール）使用（日本トイレ協会）

（イ）紙おむつ・衛生用品等

避難所避難者用に3日分を備蓄する。子どものおねしょ・おもらし用として紙パンツと尿取りパッドも備蓄する。

【紙おむつ・衛生用品等】

品目	対象	算定	
紙おむつ（テープ式、パンツ式）	0歳～3歳	11,118枚	24,000人×1.93%×8枚/日×3日
紙パンツ	4歳、5～8歳	567枚	24,000人×(0.56%×0.5+2.53%×0.2)×3日 * 4歳×0.5枚、5～8歳×0.2枚
尿取りパッド		1,134枚	24,000人×(0.56%+2.53%×0.4)×3日 * 4歳×1枚、5～8歳×0.4枚
紙おむつ（テープ式、パンツ式）	85歳以上	9,762枚	24,000人×6.78%×2枚/日×3日
尿取りパッド		29,289枚	24,000人×6.78%×6枚/日×3日
おしりふき		125,391枚	
	0歳～3歳	26,403枚	24,000人×1.93%×19枚 [*] /日×3日 ※ 小便7回（2枚/回）、大便1回（5枚/回）
	4歳、5～8歳	6,237枚	24,000人×(0.56%×0.5+2.53%×0.2)×11枚 [*] /日×3日 ※ 小便3回（2枚/回）、大便1回（5枚/回） * 4歳×0.5枚、5～8歳×0.2枚 * おねしょ・おもらし用
	85歳以上	92,751枚	24,000人×6.78%×19枚 [*] /日×3日 ※ 小便7回（2枚/回）、大便1回（5枚/回）
生理用ナプキン	10歳～55歳女性	76,053枚	24,000人×46.12%÷4週×8個/日×1.1×3日 * 妊産婦分（尿漏れ・悪露用他）を含む。
ウェットティッシュ	—	24,000個	24,000人×6～7枚/日÷20 [*] ×3日 ※ 1個20枚入
手指消毒液	—	389本	63指定避難所 * 収容人数100人未満の避難所は1本、100人増す毎に1本増 * 1本1L

4 配備場所（防災倉庫等）について

備蓄品は、中央公園の防災備蓄倉庫、各指定避難所の空きスペース及び各中学校区6カ所にそれぞれ設置する拠点備蓄倉庫に配備する。

備蓄品のうち、簡易トイレ、発電機、投光器及び浄水器は、各地区会館に優先的に配備する
各中学校区6カ所それぞれの備蓄量は、避難者数（24,000人または20,000人）を各地区の人口
で案分し算出する。

備蓄状況については、加賀市ホームページに掲載する。

5 家庭内備蓄について

家庭内備蓄として、家族構成に合わせ最低3日分、できれば1週間分の食料や1人1日3L以上
の飲料水等の備蓄を啓発していく。いつもの食料や加工品等を少し多めに日ごろから用意し、
使った分を買い足すローリングストック法など、家庭内備蓄に取り組みやすい方法も啓発する。
また、避難所等への避難のための持ち出し品準備について啓発していく。

【いつもの品を少し多めに用意しておくといよいもの（例）】

○食料・飲料水

主食	レトルト食品（白米・粥・五目御飯等）、米、冷凍麺、インスタント麺、パン、シリアル、ビスケット、アレルギー対応食 他
主菜・副菜	缶詰（魚介類・肉類・野菜類・シチュー類等）、レトルト食品（カレー・パスタソース等）、乾燥食品（切り干し大根・干し椎茸・高野豆腐・ひじき・わかめ・昆布等）、梅干やらっきょう等の漬物 他
汁物	即席やレトルト、缶詰等の汁物（みそ汁、わかめスープ、コーンポタージュ等）
調味料	砂糖、塩、みそ、しょうゆ、コンソメ 他
嗜好品	あめ、チョコレート、ようかん、スナック菓子、果物缶詰、ふりかけ 他
飲料水	ミネラルウォーター、お茶、スポーツドリンク、野菜ジュース 他
その他	粉ミルクや液体ミルク、即席やレトルト等の離乳食や介護食、ドライフルーツなどの食物繊維や鉄分を意識した食料・飲料、スキムミルク 他

○資機材等

消耗品	トイレトペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ、生理用品、割りばし、アルミホイル、ラップ、ジッパー付保存袋、耐熱性ポリ袋、ゴミ袋 他
生活用品	哺乳瓶、タオル類、下着類、洗面用具、口腔ケア用品、保湿剤 他
燃料類	乾電池、カセットガスボンベ 他
健康管理	常備薬、救急用品、マスク、消毒液 他
その他	携帯用バッテリー・充電器、使い捨てカイロ（冬）、冷却シート・パック（夏）、カセットコンロ、なべ、小銭、軍手、虫よけ 他

【災害時の生活を踏まえ準備しておく目安なもの（例）】

携帯トイレ	給水袋や飲料水用ポリタンク	アルファ化米（水調理可）	使い捨て食器
ウェットタオル	ドライシャンプー	ホイッスル	ヘルメット
防犯ブザー	懐中電灯やランタン等	携帯ラジオ	予備電池
メガネの予備	ブルーシート	ライター等	
免許証、マイナンバーカード（「資格情報のお知らせ」含む）等写し			

【前記以外にも、避難所に持っていくと便利・安心なもの（例）】

キッチンばさみ（食べ物をカット）	靴下（冷え、むくみ対策用）	自分に合った枕（エアークッション等）
履き慣れた室内履き	大きめのバスタオル	体温計
エコバック（避難所内の移動等に便利）	筆記用具	家族等大切な方の写真
お子さんが好きな玩具（音・光が出ないもの）		お薬手帳

【備蓄のポイント】

避難所等に避難する場合を想定し、ご家庭の事情に合わせ、持ち出す物を2段階に分けて準備しておく。

○ 一次持ち出し品

すぐに持ち出すべき必要最小限の備え（自分の体力に合った量 例：最初の1日の生活に必要な物）をリュック等に入れ、すぐに持ち出せる場所に置いておく。

○ 二次持ち出し品

避難所等で避難生活を送る上で必要な物を、避難した後で少し余裕ができてから安全を確認して自宅に戻り持ち出しをする。あるいは、自宅で避難生活を送る場合に使用する。

6 協定による物資の調達（流通備蓄）について

本市では、市民備蓄及び市の備蓄を補完する目的で様々な事業者や団体等と協定を締結し、災害時に必要な物資等を調達することとしている。

今後も協定の締結を推進し、協定先の拡充を図ります。

避難所で必要となる主な生活物資に関する協定は、以下の通り。

○避難所で必要となる主な生活物資に関する協定一覧（令和7年3月31日現在）

協定名	主な内容	協定先
災害時等における応急生活物資供給等の協力に関する協定	食料、生活必需品	加賀農業協同組合、イオン(株)加賀の里店
災害時における協力に関する協定		加賀コミュニティプラザ(株)、協同組合加賀ターミナルセンター、(株)平和堂
災害時における支援協力に関する協定		生活協同組合コープ石川

災害時における応急対策活動に関する協力協定	給水	(株)ジェネッツ
災害時における上水道施設の応急対策活動に関する協力協定		荏原商事(株)北陸支社
災害時等における応援協力に関する協定	井戸水の供給	大同工業(株)
日本水道協会石川県支部災害時相互応援に関する協定	生活用水	日本水道協会石川県支部
災害時における飲料水の供給に関する協定	飲料水	北陸コカ・コーラボトリング(株)
災害時における緊急用燃料の供給・確保に関する協力協定	LP ガス	(社)石川県エルピーガス協会加南支部
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	石油類燃料	石川県石油販売協同組合・石川県石油販売協同組合加賀江沼支部
災害時における畳の提供に関する協定	畳	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会
災害時等における支援協力に関する協定書	加賀ライオンズクラブに所属する会員の所有する物資	加賀ライオンズクラブ
災害時等における資機材の供給に関する協定	仮設トイレ、発電機、水中ポンプ、送風機	(株)アクティオ
災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定	仮設トイレ、ユニットハウス等	三協フロンテア(株)

7 救援物資について

個人からの義援物資は、多種多様な物が詰められて送られてくることがあり、その開封・仕分け作業に時間がかかることが考えられる。

そのため、本市では自治体や団体等からの救援物資を優先し、災害発生直後は不特定多数からの小口の義援物資を原則受け取らないこととする。

全国から送られてくる救援物資は、原則として防災備蓄倉庫(中央公園内 加賀市山田町リ243)において受領・保管・搬出を行う。

○救援物資に関する協定一覧(令和7年3月31日現在)

協定名	協定団体
南加賀3市1町災害時相互応援協定	小松市・能美市・川北町
友好都市災害時相互応援協定	新発田市
災害時における応急米穀の引渡に関する協定	石川県
加賀市、安城市災害時相互応援協定	安城市
越前・加賀みずといで湯の文化連邦災害時相互応援協定	あわら市・坂井市

加賀市、砺波市災害時相互応援協定	砺波市
石川県内市災害時相互応援協定	金沢市・七尾市・小松市・輪島市・珠洲市・羽咋市・白山市・かほく市・能美市・野々市市 10 市
加賀市、伊勢市災害時相互応援協定	伊勢市
加賀市、鯖江市災害時相互応援協定	鯖江市
在日米軍再編に係る訓練移転先 6 基地関係自治体連絡協議会における大規模災害時の相互応援に関する協定	在日米軍再編に係る訓練移転先 6 基地関係自治体連絡協議会 (21 市町村)

《主な内容》食料、飲料水、生活必需品、医療・防疫等に必要な物資等

（抜粋）

（基本理念）

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

（住民等の責務）

第七条

3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

（避難所における生活環境の整備等）

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与し、避難者の数、避難所の生活環境その他の避難所の運営状況に関する情報を把握するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に関する情報を把握するとともに、これらの者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（抜粋）

第1編総則

第2章 防災の基本理念及び施策の概要

○災害対策の実施に当たっては、国、地方公共団体及び指定公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、国及び地方公共団体を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

第7節 物資の調達、供給活動

(2) 地方公共団体による物資の調達、供給

○被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資について、被災者への供給を行うものとする。

○被災地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(3) 国による物資の調達、供給

○国は、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各指定避難所等までの配送体制の確保状況等に留意するものとする。

（抜粋）

《一般災害対策編》

第2章 災害予防計画

第12節 避難体制の整備（《地震対策編》は、第10節）

2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

(2) 指定避難所の指定

ウ 生活必需品等の供給

避難所には長時間滞在することも予想されるので、次の事項について配慮する。

(ア) 指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

(ウ) 避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

（抜粋）

6 物資の調達

(4) プッシュ型支援による物資調達

1) 対象品目

① プッシュ型支援により被災都道府県に供給する品目は、食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品の8品目（以下、「基本8品目」という。）のほか、避難所における生活環境の確保等に配慮し、段ボールベッド等の簡易ベッドやパーティション、冷暖房機器、衣類など、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品とする。また、感染症が流行している状況下においては、マスク、手指消毒剤など感染予防に必要な支援物資に配慮する。（以下省略）

3) 基本8品目の必要量

- ① 大規模地震発生から3日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定し、国が行うプッシュ型支援は遅くとも大規模地震発生後3日目までに、必要となる物資が被災都道府県の広域物資輸送拠点に届くよう調整する。
- ② プッシュ型支援の必要量は、大規模地震発生後4日目から7日目までに必要となる量を見込む。

加賀市備蓄計画

令和7年 策定

「春の全国交通安全運動」実施に伴う交通安全街頭指導について(お願い)

令和8年4月6日(月)から4月15日(水)までの10日間、「春の全国交通安全運動」が実施されます。

この運動に合わせて、下記のとおり交通安全街頭指導を行います。

早朝からの指導となりますが、児童・生徒らの交通事故防止のため、何卒、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

日 時 4月10日(金)

午前7時30分から午前8時10分頃まで

(上記時間帯に実施しますが、各地区の児童・生徒の登校時間に合わせた対応をお願いいたします。原則、雨天の場合も実施します。)

指導場所 主要な交差点など41箇所(後日、配置表をお届けします。)

服 装 交通安全タスキの着用をお願いします。

(交通安全タスキは、当日現地で配布予定です。)

指導方法 各指導場所において、児童・生徒及び通行車両に対し、「おはよう」のあいさつと交通安全を呼びかけます。

令和8年

～交通マナーアップいしかわ～

春の全国交通安全運動

期間 4月6日(月)～4月15日(水)

4月10日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」

運動の重点

- ◆通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保
- ◆「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ◆自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底



令和7年度交通安全ポスターコンクール 小学校低学年の部

七尾市立中島小学校1年 (入賞当時) かが いとわ 加賀 愛和さんの作品

石川県・石川県交通安全推進協議会

お問い合わせ／石川県生活環境部生活安全課 (電話076-225-1387)

通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

譲り合い ハンドル越しの 思いやり

【ドライバーの皆さん】

- 通学路等でスピードを落とすなどして、急な飛び出しに注意しましょう。

【歩行者の皆さん】

- 横断歩道を渡ることや信号に従うこと等の基本的な交通ルールを守りましょう。
- 手を上げるなど、ドライバーに対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断しましょう。横断中も周りに気を付けましょう。
- 夕暮れ・夜間は反射材用品や明るい目立つ色の衣服等を着用しましょう。



「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

スマホより 周りを見渡し 防ぐ事故

- 運転しながらの携帯電話等の通話や注視は絶対にやめましょう。
- 社会全体で飲酒運転を根絶しましょう。
※自転車の飲酒運転も厳禁です。
- 全ての座席でシートベルトを着用し、チャイルドシートは正しく使用しましょう。
- ドライバーは歩行者をいち早く発見し、特に横断歩道では歩行者優先をしっかりと守りましょう。



自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

ヘルメット 命のお守り 忘れずに

- ながらスマホ、二人乗り等の危険な運転及び飲酒運転は絶対にやめましょう。
※自転車のルールについては右記二次元コード（警察庁HP①）参照
- 特定小型原動機付自転車利用者は、交通ルールを理解し遵守しましょう。
※特定小型原動機付自転車については右記二次元コード（警察庁HP②）参照
- ヘルメットを正しく着用しましょう。
- 万が一の交通事故に備えて、自転車保険に加入しましょう。



警察庁HP①



警察庁HP②



自転車 安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

石川県交通事故相談【総合窓口(076)225-1690】

損害賠償の算定や保険金の請求方法、過失の程度について、専門の相談員が無料で交通事故相談に応じています。弁護士による無料相談日も設けておりますので、お気軽にご相談ください。(土・日・祝日・年末年始を除く)

- 石川県庁相談コーナー 相談時間 9時～17時
- 奥能登行政センター相談コーナー 相談時間 13時～15時(事前予約制)

令和6年度決算財務書類について

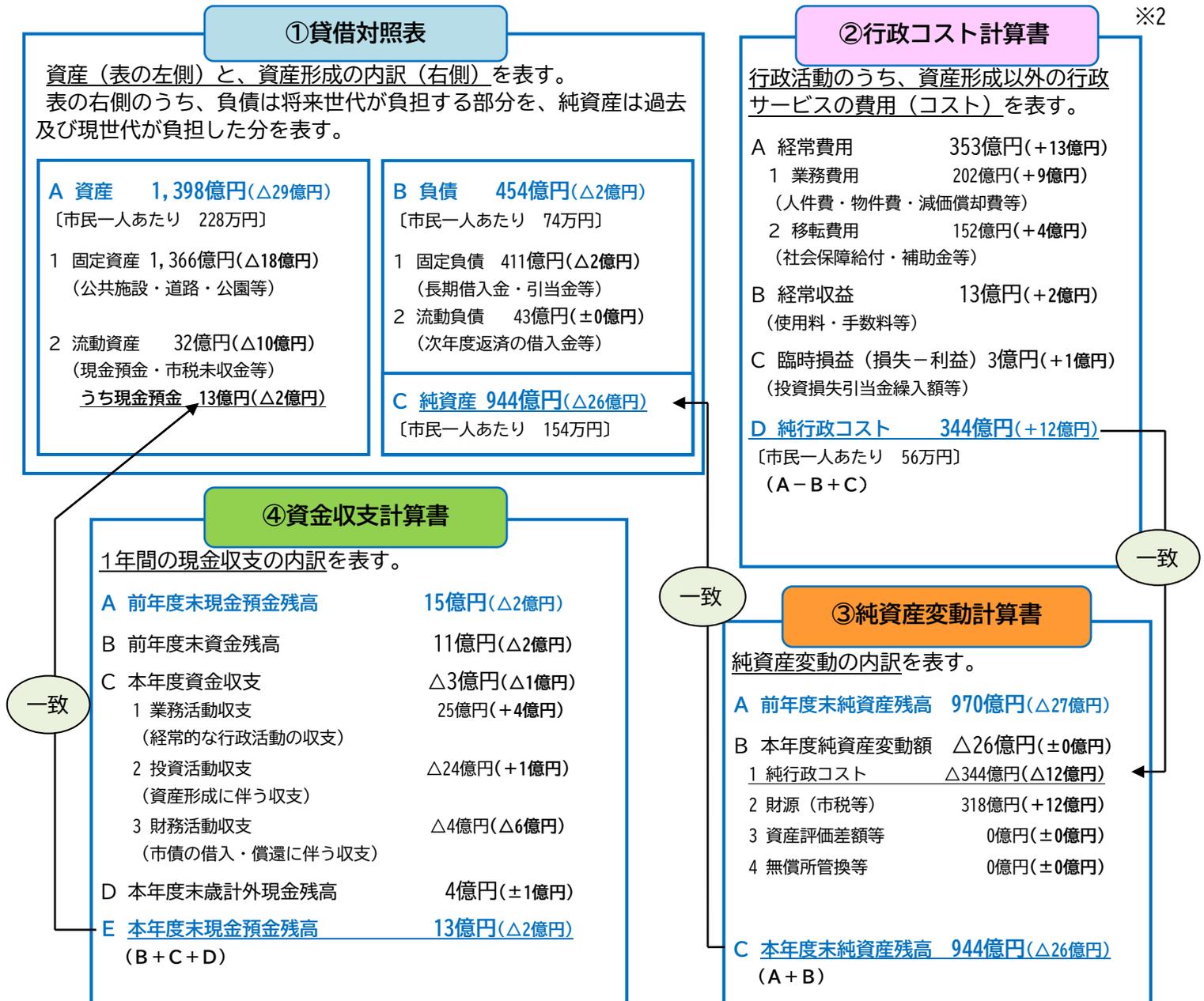
1 財務書類について

「現金主義・単式簿記」を基本とする自治体の会計制度に、「発生主義・複式簿記」といった企業会計的な要素を取り入れ、資産、負債等のストック情報や引当金等の見えにくいコストを表す書類として、各年度の決算に基づき作成しています。

2 令和6年度決算に基づく財務書類の概要

(1) 財務書類の概要

一般会計等^{※1}における財務書類の概要、その相関関係は次のとおりです。（太字は対前年度比）



※1 一般会計等は、一般会計のほか公営事業会計以外の特別会計(加賀市は該当なし。)を含みます。

※2 財務書類の各数値は、1億円未満の端数を四捨五入しているため、合計額及び財務書類本編の額と一致しない箇所があります。

(2) 令和6年度決算の特徴について

① 貸借対照表

資産総額(A)は、減価償却が進んだことや基金取崩し等により、前年度比で29億円減少し、1,398億円(市民一人あたり228万円)となりました。

② 行政コスト計算書

経常費用(A)が光熱水費や委託料などの物件費や、減価償却費の増加により増加したほか、臨時損益(C)が水道事業会計や病院事業会計の赤字決算により増加したことから、純行政コスト(D)は前年度比で12億円増加し、344億円(市民一人あたり56万円)となりました。

③ 純資産変動計算書

本年度末純資産残高(C)は、純行政コスト(B 1 344億円)が市税等・国県支出金等からなる財源(B 2 318億円)を上回り、純資産変動額が△26億円となったことから、減少しています。

④ 資金収支計算書

本年度末現金預金残高(E)は、市債の借入額が前年比で減少したことにより、財務活動収支(C 3)の減少額が業務活動収支(C 1)及び投資活動収支(C 2)の増加分を上回ったことなどから、減少しています。

3 財務書類に基づく財政分析(一般会計等)

分析の視点	指標	指標の算定方法	一般会計等		
			令和5年度	令和6年度	前年度比
世代間公平性	①純資産比率 (比率が高いほど過去及び現世代が既に負担した割合が大きい)	純資産合計÷資産合計 (944億円 ÷ 1,398億円)	68.0%	67.5%	△ 0.5P
将来世代と現世代の負担の分担は適切か	②社会資本等形成の世代間負担比率 (比率が低いほど将来世代が負担する割合が小さい)	地方債÷ (有形固定資産+無形固定資産) (392億円 ÷ 1,260億円)	30.8%	31.1%	0.3P
資産形成度	③歳入額対資産比率 (比率が高いほどインフラ整備に積極的に取り組んでいる)	資産合計÷歳入総額 (1,398億円 ÷ 393億円)	3.7年分	3.6年分	△ 0.1年分
将来世代に残る資産はどれくらいあるか	④有形固定資産減価償却率 (比率が高いほど固定資産の減価償却が進行している)	減価償却累計額÷ (土地等の非償却資産を除く有形固定資産+減価償却累計額) (2,019億円 ÷ 2,914億円)	68.1%	69.3%	1.2P
自律性	⑤受益者負担比率 (比率が高いほど行政サービスが受益者によって賄われている)	経常収益÷経常費用 (13億円 ÷ 353億円)	3.0%	3.5%	0.5P
持続可能性	⑥債務償還可能年数 (数値が低いほど債務償還能力が高い)	(将来負担額-充当可能財源等)÷(経常一般財源等(歳入)等-経常経費充当財源等) (499億円 ÷ 54億円)	9.1年	9.2年	0.1年

令和6年度決算 財務書類

令和8年3月

加賀市

目 次

I 基本的事項について

- 1 地方公会計制度の目的について 1
- 2 作成方針等について 1

II 一般会計等財務書類について

- 1 一般会計等貸借対照表について 3
- 2 一般会計等行政コスト計算書について 5
- 3 一般会計等純資産変動計算書について 6
- 4 一般会計等資金収支計算書について 7
- 5 財務書類4表の関係について 9
- 6 一般会計等財務書類 11

III 全体会計財務書類について

- 1 相殺消去・連結修正について 16
- 2 全体会計貸借対照表について 17
- 3 全体会計行政コスト計算書について 17
- 4 全体会計純資産変動計算書について 17
- 5 全体会計資金収支計算書について 17
- 6 全体会計財務書類 19

IV 財務書類を活用した財政分析（一般会計等） 23

※注 本書では表示単位未満の端数を四捨五入していることから、合計値が合わない箇所があります。

I 基本的事項について

1 地方公会計制度の目的について

地方公会計とは、現金主義・単式簿記を基本とする自治体の会計制度に、発生主義・複式簿記といった企業会計的な要素を取り入れ、資産、負債等のストック情報や引当金のような見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産・債務の適正な管理と有効活用を図るものです。

2 作成方針等について

本市では、平成21年度決算分から「総務省方式改訂モデル(以下「改訂モデル」といいます。)」に基づき、財務書類を作成してきましたが、平成27年1月に同省から、これまでの財務書類の作成方式を抜本的に見直した、「統一的な基準による地方公会計の促進について(以下「統一的な基準」といいます。)」が示されたことを受け、平成28年度決算分から、「統一的な基準」に基づき財務書類を作成しています。

(1) 財務書類の種類

「統一的な基準」では、一般会計と公営事業会計以外の特別会計を作成対象とする「一般会計等財務書類」と、一般会計等と公営事業会計(企業会計・特別会計)を連結した「全体会計財務書類」、さらに一部事務組合、広域連合、地方公社、第三セクター等を連結した「連結財務書類」を合わせた3種類の財務書類を作成します。

なお、「連結財務書類」については、連結対象である一部事務組合等における財務書類の作成後に作成します。

具体的には、次の表のようになります。

財務書類の連結対象範囲表

区分	連結の対象	一般会計等財務書類	全体会計財務書類	連結財務書類 (一部事務組合等の財務書類作成後に作成)
一般会計等	・一般会計	↑	↑	↑
公営事業会計	・病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計 ・国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計	↓	↓	↓
一部事務組合	・南加賀広域圏事務組合 ・石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合、石川県市町村消防賞じゅつ金組合			↓
広域連合	・石川県後期高齢者医療広域連合			↓
地方公社	・加賀市土地開発公社			↓
第三セクター等	・加賀市総合サービス株式会社			↓

※ 財産区は、市と異なる財産所有主体として存在していることから、連結対象としません。

(2) 基準日

令和6年度末である令和7年3月31日を作成基準日とします。ただし、出納整理期間(令和7年4月1日から同年5月31日まで)中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって令和6年度末の計数とします。

(3) 基礎数値

作成にあたっての基礎数値は、歳入歳出決算書等各会計等で作成した財務書類の数値と公有財産管理(固定資産台帳)システムに基づく数値を用います。

II 一般会計等財務書類について

1 一般会計等貸借対照表について(11頁参照)

貸借対照表は、保有する全ての資産と、その資産がどのような財源で形成されてきたかを表すものです。

貸借対照表の左側の【資産の部】は、行政サービスを提供するために形成してきた固定資産や現金預金等の流動資産を表します。

貸借対照表の右側は、その資産をどのような財源で形成してきたのかを表し、【負債の部】は、将来世代が負担する部分を、また、【純資産の部】は、過去及び現世代が負担した部分を表します。

貸借対照表は、

$$\boxed{\text{【資産の部】の額} = \text{【負債の部】の額} + \text{【純資産の部】の額}}$$

と、左右の額のバランスがとれた対照表となることから、バランスシートとも呼ばれています。

各科目の内容は次のとおりです。

科目	内容
【資産の部】	
(1) 固定資産	
① 有形固定資産	固定資産のうち物的な実体のある資産
ア 事業用資産	公共サービスに供されている資産（庁舎、小中学校、地区会館、市営住宅、文化・スポーツ施設等）
イ インフラ資産	社会基盤となる資産（道路、橋梁、公園等）
ウ 物品	大型機械等の物品で、取得価格が50万円以上の資産
② 無形固定資産	物的な実体はないが、その所有等に伴い収益が発生する資産（ソフトウェア等）
③ 投資その他の資産	下記ア～キに該当する資産
ア 投資及び出資金	有価証券、企業会計や公益法人等に対する出資金、出捐金
イ 投資損失引当金	企業会計や公益法人等に対する投資及び出資金の実質価格が30%以上低下した場合の、実質価格と取得価格の差額
ウ 長期延滞債権	市税や使用料の滞納繰越分のうち収入未済分
エ 長期貸付金	奨学資金やほっと石川観光プラン推進ファンド貸付等の貸付金（流動資産に区分されるものを除く。）
オ 基金	まちづくり振興基金や環境美化センター施設整備基金等の特定目的基金と、減債基金のうち満期一括償還等に備える部分
カ その他	上記及び徴収不能引当金以外の投資その他の資産
キ 徴収不能引当金	長期延滞債権や長期貸付金等の債権のうち、将来の取立不能見込額を過去5年間の不納欠損率を用いて見積もったもの
(2) 流動資産	
① 現金預金	現金や普通預金等（歳計外現金を含む。）
② 未収金	現年分として調定し、収入未済の収入
③ 短期貸付金	貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの
④ 基金	財政調整基金と減債基金のうち特定の市債と関連がない部分
⑤ 棚卸資産	売却を目的として保有する原材料等
⑥ その他	上記及び徴収不能引当金以外の流動資産
⑦ 徴収不能引当金	未収金のうち、将来の取立不能見込額を過去5年間の不納欠損率を用いて見積もったもの

【負債の部】	
(1) 固定負債	
① 地方債	市債残高のうち、償還予定が1年超のもの
② 長期未払金	債務負担行為のうち、確定した債務と見なされるもの
③ 退職手当引当金	当該年度末に特別職を含む全職員が普通退職した場合の退職手当支給見込額
④ 損失補償等引当金	履行すべき額が確定していない損失補償債務のうち、将来負担額（地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく将来負担額をいう。）として認める額
⑤ その他	上記以外の固定負債（リース負債の償還等）
(2) 流動負債	
① 1年内償還予定地方債	市債残高のうち、1年以内に償還予定のもの
② 未払金	基準日までに支払金額が確定しているもの
③ 未払費用	継続して役務の提供を受けている場合に、基準日において既に提供された役務について、対価の支払いを終えていないもの
④ 前受金	基準日において代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないもの
⑤ 前受収益	継続して役務の提供を行う場合に、基準日において提供していない役務について、支払いを受けたもの
⑥ 賞与等引当金	翌年度に支払予定の期末手当、勤勉手当及び法定福利費のうち、基準日までの期間に対応する部分
⑦ 預り金	基準日における、第三者から預かっている資産
⑧ その他	上記以外の流動負債
【純資産の部】	
(1) 固定資産等形成分	資産の形成のために充当した資源の蓄積分。原則として金銭以外の形態（固定資産等）で保有
(2) 余剰分（不足分）	市の消費可能な資源の蓄積分。原則として金銭の形態で保有。具体的には、基金等を除く流動資産から、将来、現金等支出が見込まれる負債を控除した額を計上

一般会計等貸借対照表における令和6年度末の資産合計は、1,397億8,453万円(市民一人あたり228万1千円)で、前年度比△28億5,761万円(市民一人あたり△1万3千円)です。有形固定資産、無形固定資産及などの固定資産は、1,365億6,949万円(資産合計のうち97.7%を占め、前年度比△18億2,175万円)です。現金預金や未収金などの流動資産は、32億1,504万円(資産合計のうち2.3%を占め、前年度比△10億3,586万円)です。なお、基金は固定資産と流動資産を合わせて33億291万円(資産合計のうち2.4%を占め、前年度比△9億9,634万円)です。これらの資産の減少の要因としては、固定資産の減価償却が進んだことや基金の取り崩し等が挙げられます。

一方、資産の財源として将来世代が負担する部分である負債は、固定負債が411億2,354万円と前年度比△2億4,654万円、流動負債が42億5,464万円と前年度比+3,136万円、合わせて453億7,818万円(市民一人あたり74万1千円)で、資産合計に対して32.5%となり、前年度比△2億1,517万円(市民一人あたり+7千円)です。負債のうち、地方債が固定負債と流動負債を合わせて392億1,453万円(前年度比△5,713万円)です。また、退職手当引当金が42億3,156万円(前年度比+3,136万円)です。

資産合計から負債合計を差し引いた、過去及び現世代が負担した部分である純資産合計は、944億634万円(市民一人あたり154万1千円)で、資産合計に対して67.5%となり、前年度比△26億4,244万円(市民一人あたり△2万円)です。

※ 市民一人あたりの値は、令和7年3月31日現在の加賀市の住民基本台帳人口(61,279人)に基づく値です(以下の財務書類においても同様です)。昨年度から人口が減少しているため、財務諸表の数値が前年度から減少しても、市民一人当たりの数値は増加する場合があります。

2 一般会計等行政コスト計算書について(13頁参照)

行政コスト計算書は、決算年度において、社会福祉やごみ処理等、資産形成につながらない行政サービスの提供に要するコストを「業務費用(人件費、物件費等、その他の業務費用)」と「移転費用」に区分して示すとともに、行政サービスの提供への対価である使用料や手数料といった受益者負担等がどの程度あるかを表すものです。

行政コスト計算書では、貸借対照表に計上していない消費的な行政サービスの提供に伴い、市が負担したコストや受益者負担等がどれだけあったのかを把握することができます。

各科目の内容は次のとおりです。

科目	内容
【純経常行政コスト】	(1)経常費用－(2)経常収益
(1) 経常費用	毎年度経常的に発生する費用
① 業務費用	
ア 人件費	
i) 職員給与費	職員等に対して勤労の対価として支払われる費用
ii) 賞与等引当金繰入額	賞与等引当金の当該年度発生額
iii) 退職手当引当金繰入額	退職手当引当金の当該年度発生額
iv) その他	上記以外の人件費(議員・委員報酬等)
イ 物件費等	
i) 物件費	物件費 委託料、消耗品、備品購入費等消費的性質の経費であって、資産計上されないもの
ii) 維持補修費	資産の機能維持のために必要な修繕費等
iii) 減価償却費	一定の耐用年数により計算された当該年度中の資産価値減少額
iv) その他	上記以外の物件費
ウ その他の業務費用	
i) 支払利息	市債や一時借入金に係る利息負担金額
ii) 徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金の当該年度発生額
iii) その他	上記以外のその他の業務費用
② 移転費用	
ア 補助金等	政策目的による補助金等
イ 社会保障給付	社会保障給付としての扶助費等
ウ 他会計への繰出金	特別会計や企業会計に対する繰出金
エ その他	上記以外の移転費用(補償費、公課費等)
(2) 経常収益	毎年度経常的に発生する収益
① 使用料及び手数料	行政サービスの受益者負担分として徴収する金銭
② その他	上記以外の経常収益(財産運用収入、雑入等)
【純行政コスト】	【純経常行政コスト】＋(1)臨時損失－(2)臨時利益
(1) 臨時損失	臨時的に発生する費用
① 災害復旧事業費	災害復旧に要する費用
② 資産除売却損	資産の売却収入が帳簿価格を下回る場合の差額及び除却した資産の除却時の帳簿価格
③ 投資損失引当金繰入額	投資損失引当金の当該年度発生額
④ 損失補償等引当金繰入額	損失補償等引当金の当該年度発生額
⑤ その他	上記以外の臨時損失(行政コスト計算書に係る過年度の修正)
(2) 臨時利益	損失補償等引当金の当該年度発生額
① 資産売却益	資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の差額
② その他	上記以外の臨時利益(行政コスト計算書に係る過年度の修正等)

一般会計等行政コスト計算書における令和6年度中の行政サービスの提供に要した経常費用は、353億1,036万円(市民一人あたり57万6千円)で、前年度比12億7,417万円(市民一人あたり+2万9千円)です。

経常費用のうち、人件費は人事院勧告による基本給の引き上げや、法改正に伴う会計年度任用職員への勤勉手当の支給の開始、定年退職者が前年度比で増加したことから57億2,496万円となり、経常費用のうち16.2%を占め、前年度比+2億9,156万円です。光熱水費、委託料、減価償却費等の物件費等は、価格高騰や減価償却費の増加により137億7,968万円となり、経常費用のうち39.0%を占め、前年度比+3億9,335万円です。なお物件費等のうち、有形固定資産や無形固定資産の減価償却費は、64億2,171万円です。経常費用のうち18.2%を占め、前年度比+8,565万円です。市債の支払利息や徴収不能引当金繰入額など、その他の業務費用は、6億5,125万円です。経常費用の1.8%を占め、前年度比+1億9,056万円です。

これらの人件費、物件費等、その他の業務費用を合計した業務費用は、201億5,589万円(市民一人あたり32万9千円)で、経常費用のうち57.1%を占め、前年度比+8億7,547万円(市民一人あたり+1万9千円)です。

また、補助金や他会計への繰出金等の移転費用は、151億5,447万円(市民一人あたり24万7千円)で、経常費用のうち42.9%を占め、前年度比+3億9,870万円(市民一人あたり+1万円)です。

一方、行政サービスの対価として徴収する使用料、手数料や諸収入等の経常収益は、加賀温泉駅周辺施設整備事業に対する鉄道運輸機構補償費が前年度比で増額となったことに伴い、12億5,249万円(市民一人あたり2万円)と増加し、経常費用に対して3.5%となり、前年度比+2億2,930万円(市民一人あたり+4千円)です。

経常費用から経常収益を差引いた純経常行政コストは、340億5,787万円(市民一人あたり55万6千円)で、前年度比+10億4,486万円(市民一人あたり+2万5千円)です。

臨時損益は、企業会計のうち水道事業会計及び病院事業会計が赤字決算となったことから、臨時損失のうち投資損失引当金繰入額が3億78万円と前年度比+1億9万円となったことなどにより、3億4,640万円と前年度比+1億3,619万円となり、純経常行政コストに臨時損益を加算した純行政コストは、344億427万円(市民一人あたり56万1千円)で、前年度比+11億8,106万円(市民一人あたり+2万7千円)です。

3 一般会計等純資産変動計算書について(14頁参照)

純資産変動計算書とは、貸借対照表の純資産が、1年間でどのように変動したのかを表すものです。

純資産の部は、過去及び現世代がすでに負担した部分であり、純資産の変動は将来世代と、過去及び現世代との間の負担配分の変動を意味します。例えば、資産の増加による純資産の増加は、過去及び現世代の負担によって将来世代も利用可能な資産を蓄積したことを意味するため、将来世代の負担は軽減されていると考えられます。また、純資産の減少は、現世代が資産

から得られる便益を享受し、将来世代に負債の返済負担を先送りしたことを意味します。

純資産変動計算書では、こうした変動を把握することができます。

各科目の内容は次のとおりです。

科目	内容
(1) 前年度末純資産残高	期首の貸借対照表における純資産額
① 純行政コスト	行政コスト計算書における純行政コスト額 (マイナス計上する。)
② 財源	
ア 税金等	市税、地方譲与税、税交付金、地方交付税、分担金及び負担金、寄附金等(長期延滞債権及び未収金を含む。)
イ 国県等補助金	国庫支出金、県支出金等
③ 本年度差額	財源－純行政コスト
④ 固定資産等の変動 (内部変動)	固定資産の取得等、損益勘定に計上されない取引に係る純資産の内部変動を、固定資産等形成分(金銭以外の形態をとる資源の流入出)と余剰分(不足分)(金銭を伴う消費可能な資源の流入出)の面から捉えたもの。変動の内訳を表したもので、当該年度の純資産の変動額には表れない。
ア 有形固定資産等の増加	有形・無形固定資産の形成による保有資産の増加額または有形・無形固定資産形成のための支出額
イ 有形固定資産等の減少	有形・無形固定資産の減価償却費相当額、除売却による減少額又は売却収入(元本分)等
ウ 貸付金・基金等の増加	貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額又は新たな貸付金・基金等のための支出額
エ 貸付金・基金等の減少	貸付金の償還、基金の取崩し等による減少額又は貸付金の償還収入、基金の取崩し収入額等
⑤ 資産評価差額	有価証券等の評価差額
⑥ 無償所管換等	無償で譲渡又は取得した固定資産や、他会計との間の所管換に係る固定資産の評価額。調査により判明したものも含む。
⑦ その他	①～⑥以外の純資産の変動
⑧ 本年度純資産変動額	③本年度差額＋⑤資産評価差額＋⑥無償所管換等＋⑦その他
(2) 本年度末純資産残高	(1)前年度末純資産残高＋⑧本年度純資産変動額

一般会計等純資産変動計算書における純行政コストと財源の差額は、純行政コスト344億427万円に対し、市税、地方交付税や国県支出金等の財源は317億6,184万円で△26億4,244万円となり、生じたコストを財源で賄いきれなかったこととなります。ただし、純行政コストには、資金の支出を伴わない減価償却費として64億2,171万円が含まれていることから、資金の不足額は生じていません。上記の差額に固定資産の無償所管換等(令和6年度は0)を加えた純資産変動額は、△26億4,244万円(市民一人当たり△4万3千円)となり、年度末純資産残高は、944億634万円と前年度から減少しました。

4 一般会計等資金収支計算書について(15頁参照)

資金収支計算書は、決算年度の市の行政活動に伴う資金の収支を表すもので、収支の性質により、「業務活動収支」、「投資活動収支」及び「財務活動収支」の3つに区分して表します。

それぞれの区分における収支を明らかにすることで、どのような要因で資金が流れ、増減したのかを把握することができます。

各科目の内容は次のとおりです。

科目	内容
【業務活動収支】	市の経常的な行政活動に伴い、毎年度継続的に発生する収支
(1)業務支出	
① 業務費用支出	人件費、物件費、支払利息等の業務に伴う支出
② 移転費用支出	補助金、社会保障給付、他会計への繰出し等、他団体等に交付する支出
(2)業務収入	
① 税金等収入	市税、地方交付税、地方譲与税等の収入
② 国県等補助金収入	国庫支出金、県支出金等の収入 (業務支出に充当した部分)
③ 使用料及び手数料収入	使用料、手数料収入
④ その他の収入	上記以外の業務収入(土地売払収入等)
(3)臨時支出	
① 災害復旧事業費支出	災害復旧事業に係る支出
② その他の支出	上記以外の臨時支出
(4)臨時収入	臨時の収入
【投資活動収支】	市の資産形成に伴い、臨時的に発生する収支
(1)投資活動支出	
① 公共施設等整備費支出	公共施設、道路、公園等の有形固定資産の形成に伴う支出
② 基金積立金支出	財政調整基金、減債基金、特定目的基金の積立てに伴う支出
③ 投資及び出資金支出	有価証券、企業会計や公益法人等に対する出資、出捐に伴う支出
④ 貸付金支出	奨学資金等の貸付に伴う支出
⑤ その他の支出	上記以外の投資活動支出
(2)投資活動収入	
① 国県等補助金収入	国庫支出金、県支出金等の収入 (投資活動支出に充当した部分)
② 基金取崩収入	財政調整基金、減債基金、特定目的基金の取崩しによる収入
③ 貸付金元金回収収入	貸付金に係る元金回収収入
④ 資産売却収入	土地、建物等の資産の売却に伴う収入
⑤ その他の収入	上記以外の投資活動収入 (投資活動に充当した分担金・負担金等)
【財務活動収支】	市債の借入と元金償還等に伴う収支
(1)財務活動支出	
① 地方債償還支出	市債の元金償還に伴う支出
② その他の支出	上記以外の財務活動支出(リース負債の償還等)
(2)財務活動収入	
① 地方債発行収入	市債の借入に伴う収入
② その他の収入	上記以外の財務活動収入
本年度資金収支額	業務活動収支 + 投資活動収支 + 財務活動収支
前年度末資金残高	期首の資金残高
本年度末資金残高	前年度末資金残高 + 本年度資金収支額
前年度末歳計外現金残高	期首の歳計外現金残高
本年度歳計外現金増減額	本年度中の歳計外現金の増減額
本年度末歳計外現金残高	前年度末歳計外現金残高 + 本年度歳計外現金増減額
本年度末現金預金残高	本年度末資金残高 + 本年度末歳計外現金残高

一般会計等資金収支計算書における令和6年度中の資金収支の差引額は、△2億8,100万円(市民一人あたり△5千円)で、前年度比△6,739万円です。

このうち、経常的な行政活動に伴う業務活動収支の差引額は、25億4,772万円で、前年度比 + 3億8,512万円です。資産の形成に伴う投資活動収支の差引額は、△23億8,335万円で、前年度比

+1億4,356万円です。市債の借入れ、償還等に伴う財務活動収支の差引額は、借入額総額が返済額総額を下回ったことから、△4億4,536万円となり、前年度比△5億9,607万円です。

これらの結果、前年度末現金預金残高に業務活動収支、投資活動収支及び財務活動収支並びに歳計外現金の残高を合計した本年度末現金預金残高は、12億7,548万円と前年度比△1億9,961万円となりました。

なお、歳入総額から地方債等の発行額による収入を差し引いた金額と、歳出総額から支払利息の支出を除いた金額とのバランスを「基礎的財政収支(プライマリーバランス)」と言い、資金収支計算書の業務活動収支(支払利息支出を除きます。)と投資活動収支(基金収支を除きます。)を合算した額を指します。これは、政策的な支出について、起債に頼らずに、その年度の税収等で賄われているかどうかを見るものです。

令和6年度の一般会計等の基礎的財政収支の差引額は△6億6,521万円(市民一人当たり△1万1千円)で、前年度比+3億8,745万円(市民一人当たり+6千円)となりました。

5 財務書類4表の関係について

財務書類は4つの表から構成されており、それぞれが連動しています。

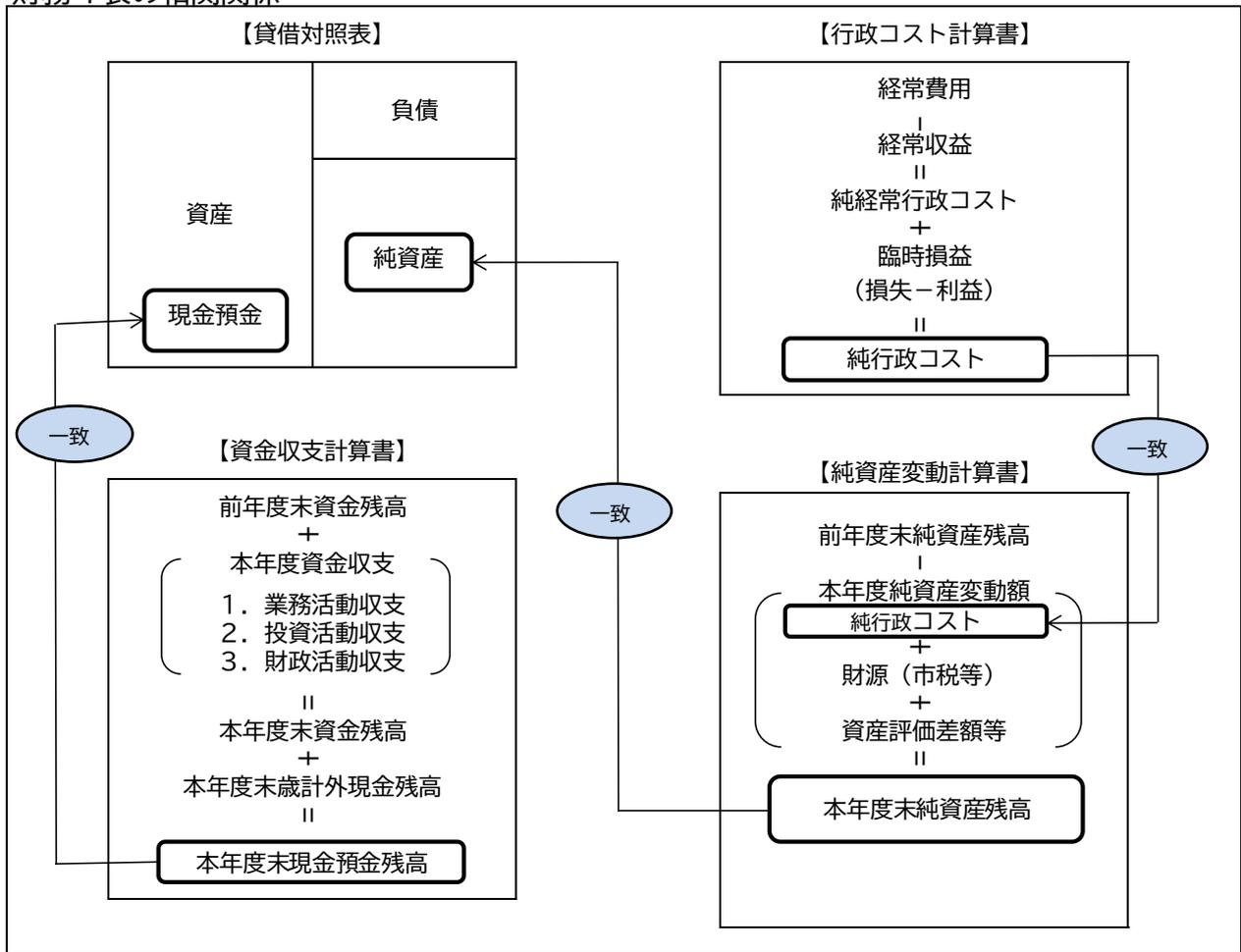
貸借対照表の純資産は、本市の資産のうち、過去及び現世代が負担した部分を表しています。この純資産の当該年度の変動を表したものが、純資産変動計算書です。

行政コスト計算書は、純資産変動計算書の純行政コストの明細であり、1年間にかかった純行政コスト総額から収益を控除することで、一般財源、補助金受入等で負担すべき純行政コストが算出されます。

資金収支計算書は、貸借対照表に計上されている現金預金の増減の明細であり、資金収支計算書の本年度末現金預金残高は、貸借対照表の現金預金と一致します。

財務書類4表の相関関係を表示すると、次頁のようになります。

財務4表の相関関係



貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	136,569,490	固定負債	41,123,540
有形固定資産	125,742,723	地方債	35,827,436
事業用資産	60,333,127	長期未払金	-
土地	19,481,800	退職手当引当金	4,231,556
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	107,685,711	その他	1,064,548
建物減価償却累計額	-73,645,546	流動負債	4,254,641
工作物	7,424,947	1年内償還予定地方債	3,387,095
工作物減価償却累計額	-4,013,039	未払金	-
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	437,859
航空機	-	預り金	429,687
航空機減価償却累計額	-	その他	-
その他	101,791	負債合計	45,378,182
その他減価償却累計額	-75,236	【純資産の部】	
建設仮勘定	3,372,698	固定資産等形成分	138,343,701
インフラ資産	63,679,044	余剰分(不足分)	-43,937,358
土地	12,801,732		
建物	1,655,007		
建物減価償却累計額	-1,152,507		
工作物	168,848,714		
工作物減価償却累計額	-119,061,405		
その他	800		
その他減価償却累計額	-16		
建設仮勘定	586,719		
物品	5,707,417		
物品減価償却累計額	-3,976,864		
無形固定資産	314,732		
ソフトウェア	314,732		
その他	-		
投資その他の資産	10,512,035		
投資及び出資金	8,446,013		
有価証券	-		
出資金	887,597		
その他	7,558,416		
投資損失引当金	-1,531,044		
長期延滞債権	1,392,182		
長期貸付金	808,818		
基金	1,528,694		
減債基金	-		
その他	1,528,694		
その他	-		
徴収不能引当金	-132,627		
流動資産	3,215,035		
現金預金	1,275,479		
未収金	167,255		
短期貸付金	-		
基金	1,774,211		
財政調整基金	1,012,718		
減債基金	761,493		
棚卸資産	-		
その他	-		
徴収不能引当金	-1,911		
資産合計	139,784,525	純資産合計	94,406,343
		負債及び純資産合計	139,784,525

行政コスト計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目	金額
経常費用	35,310,357
業務費用	20,155,889
人件費	5,724,960
職員給与費	4,168,334
賞与等引当金繰入額	437,859
退職手当引当金繰入額	324,027
その他	794,740
物件費等	13,779,682
物件費	6,648,837
維持補修費	709,134
減価償却費	6,421,711
その他	-
その他の業務費用	651,246
支払利息	166,765
徴収不能引当金繰入額	134,538
その他	349,944
移転費用	15,154,467
補助金等	4,125,557
社会保障給付	7,034,386
他会計への繰出金	3,979,431
その他	15,093
経常収益	1,252,488
使用料及び手数料	365,289
その他	887,199
純経常行政コスト	34,057,869
臨時損失	355,578
災害復旧事業費	-
資産除売却損	50,151
投資損失引当金繰入額	300,777
損失補償等引当金繰入額	-
その他	4,649
臨時利益	9,174
資産売却益	9,174
その他	-
純行政コスト	34,404,272

純資産変動計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目	合計	固定資産 等形成分		余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	97,048,779	140,947,203	-43,898,424	
純行政コスト(△)	-34,404,272		-34,404,272	
財源	31,761,836		31,761,836	
税金等	21,805,563		21,805,563	
国県等補助金	9,956,273		9,956,273	
本年度差額	-2,642,436		-2,642,436	
固定資産等の変動(内部変動)		-2,603,502	2,603,502	
有形固定資産等の増加		5,002,917	-5,002,917	
有形固定資産等の減少		-6,520,016	6,520,016	
貸付金・基金等の増加		1,243,973	-1,243,973	
貸付金・基金等の減少		-2,330,376	2,330,376	
資産評価差額	-	-	-	
無償所管換等	-	-	-	
その他	-	-	-	
本年度純資産変動額	-2,642,436	-2,603,502	-38,934	
本年度末純資産残高	94,406,343	138,343,701	-43,937,358	

資金収支計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	28,630,026
業務費用支出	13,475,564
人件費支出	5,719,767
物件費等支出	7,326,416
支払利息支出	166,765
その他の支出	262,616
移転費用支出	15,154,462
補助金等支出	4,125,557
社会保障給付支出	7,034,386
他会計への繰出支出	3,979,431
その他の支出	15,088
業務収入	31,177,741
税金等収入	21,743,404
国県等補助金収入	8,182,577
使用料及び手数料収入	365,978
その他の収入	885,782
臨時支出	-
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	-
臨時収入	-
業務活動収支	2,547,715
【投資活動収支】	
投資活動支出	6,103,280
公共施設等整備費支出	4,859,307
基金積立金支出	880,263
投資及び出資金支出	21,700
貸付金支出	342,010
その他の支出	-
投資活動収入	3,719,927
国県等補助金収入	1,773,696
基金取崩収入	1,876,604
貸付金元金回収収入	43,854
資産売却収入	25,773
その他の収入	-
投資活動収支	-2,383,353
【財務活動収支】	
財務活動支出	3,677,962
地方債償還支出	3,289,731
その他の支出	388,232
財務活動収入	3,232,600
地方債発行収入	3,232,600
その他の収入	-
財務活動収支	-445,362
本年度資金収支額	-281,000
前年度末資金残高	1,126,792
本年度末資金残高	845,792
前年度末歳計外現金残高	348,301
本年度歳計外現金増減額	81,386
本年度末歳計外現金残高	429,687
本年度末現金預金残高	1,275,479

有形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	前年度末残高 (A)	本年度増加額 (B)	本年度減少額 (C)	本年度末残高 (A)+(B)-(C) (D)	本年度末 減価償却累計額 (E)	本年度償却額 (F)	差引本年度末 残高 (D)-(E) (G)
事業用資産	134,496,719	3,779,190	208,962	138,066,947	77,733,821	2,729,039	60,333,127
土地	19,536,562	6,487	61,249	19,481,800	-	-	19,481,800
立木竹	-	-	-	-	-	-	-
建物	105,583,475	2,109,550	7,315	107,685,711	73,645,546	2,387,447	34,040,165
工作物	6,917,552	507,395	-	7,424,947	4,013,039	334,925	3,411,908
船舶	-	-	-	-	-	-	-
浮標等	-	-	-	-	-	-	-
航空機	-	-	-	-	-	-	-
その他	101,791	-	-	101,791	75,236	6,666	26,555
建設仮勘定	2,357,339	1,155,757	140,399	3,372,698	-	-	3,372,698
インフラ資産	182,899,190	1,121,011	127,229	183,892,972	120,213,928	3,133,573	63,679,044
土地	12,798,154	3,578	-	12,801,732	-	-	12,801,732
建物	1,655,007	-	-	1,655,007	1,152,507	38,314	502,501
工作物	167,731,282	1,117,432	-	168,848,714	119,061,405	3,095,243	49,787,309
その他	800	-	-	800	16	16	784
建設仮勘定	713,948	-	127,229	586,719	-	-	586,719
物品	5,760,117	205,994	258,694	5,707,417	3,976,864	471,979	1,730,552
合計	323,156,026	5,106,195	594,885	327,667,336	201,924,613	6,334,591	125,742,723

有形固定資産に係る行政目的別の明細

(単位：千円)

区分	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	合計
事業用資産	4,913,214	25,416,727	2,223,169	8,977,418	7,480,144	1,975,656	9,346,799	60,333,127
土地	1,283,925	9,822,666	843,837	600,451	1,198,414	217,026	5,515,480	19,481,800
立木竹	-	-	-	-	-	-	-	-
建物	1,553,103	14,613,731	1,366,507	7,929,417	4,743,013	588,157	3,246,236	34,040,165
工作物	185,879	919,451	7,760	437,416	253,798	1,170,473	437,132	3,411,908
船舶	-	-	-	-	-	-	-	-
浮標等	-	-	-	-	-	-	-	-
航空機	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	16,421	-	10,134	-	-	-	26,555
建設仮勘定	1,890,306	44,458	5,065	-	1,284,918	-	147,950	3,372,698
インフラ資産	60,905,200	307,347	-	13,268	2,432,397	20,832	-	63,679,044
土地	12,438,458	104,993	-	5,149	253,132	-	-	12,801,732
建物	369,588	108,724	-	5,841	18,349	-	-	502,501
工作物	47,509,652	93,630	-	2,279	2,160,916	20,832	-	49,787,309
その他	784	-	-	-	-	-	-	784
建設仮勘定	586,719	-	-	-	-	-	-	586,719
物品	62,227	617,942	15,348	740	51,334	150,943	832,018	1,730,552
合計	65,880,641	26,342,016	2,238,517	8,991,426	9,963,875	2,147,431	10,178,816	125,742,723

Ⅲ 全体会計財務書類について

全体会計財務書類は、1頁の「財務書類の連結対象範囲表」のとおり、一般会計に、6つの公営事業会計(病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計)を連結したものです。

財務書類(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)の概要と、財務書類ごとの科目の内容は、「Ⅱ 一般会計等財務書類について」(3頁から10頁まで)の説明のとおりです。

1 相殺消去・連結修正について

地方公営企業法適用(以下「法適用」といいます。)の公営事業会計は、それぞれの会計基準に基づく貸借対照表等の法定決算書類を作成しています。会計基準の違いにより法定決算書類の表示科目は異なっているため、可能な限り普通会計の財務書類に揃えるための調整を行うことを基本的な方針とし、各会計等の法定決算書類を基礎として表示科目の読替等の連結修正を行って連結しています。

また、全体会計財務書類は、連結の範囲となる普通会計と公営事業会計をまとめて一つの行政サービス実施主体とみなし、外部と行った取引により発生した資産・負債、行政コスト、収益等のみを計上することになることから、連結対象となる会計間で行われた取引は内部取引とし相殺消去を行います。

主な相殺消去は以下のとおりです。

(1) 残高の相殺消去

投資と資本の相殺消去

例：「一般会計から水道事業会計への出資(貸借対照表中：投資及び出資金)」と「水道事業における資本(貸借対照表中：純資産)」の相殺消去

(2) 取引高の相殺消去

繰出金・負担金・補助金の支払いと受取りの相殺消去

例：「一般会計から国民健康保険特別会計への繰出し(行政コスト計算書中：他会計への繰出金)」と「国民健康保険特別会計におけるその受取り(純資産変動計算書中：税込等)」の相殺消去

また、法適用の公営企業会計においては、決算日を毎年度末の3月31日としていますが、一般会計や特別会計においては、翌年度の5月31日まで出納整理期間を設けていることから、企業会計においても、5月31日までに行われた取引については、年度内に行われたものとみなし、連結修正を行います。

2 全体会計貸借対照表について(19頁参照)

全体会計貸借対照表における令和6年度末の資産合計は、2,033億7,877万円(市民一人あたり331万9千円)で、前年度比+28億9,369万円(市民一人あたり+9万4千円)です。一方、資産の財源として、将来世代が負担する部分である負債合計は、1,021億8,414万円(市民一人あたり166万8千円)で、資産合計に対して50.2%となり、前年度比+46億1,456万円(市民一人あたり+9万8千円)です。

資産合計から負債合計を差し引いた、過去及び現世代が負担した部分である純資産合計は、1,011億9,463万円(市民一人あたり165万1千円)で、資産合計に対して49.8%となり、前年度比△17億2,087万円(市民一人あたり△4千円)です。

3 全体会計行政コスト計算書について(20頁参照)

全体会計行政コスト計算書における令和6年度中の行政サービスの提供に要した経常費用は、590億8,398万円(市民一人あたり96万4千円)で、前年度比+14億6,228万円(市民一人あたり+3万7千円)です。

一方、行政サービスの対価として徴収する使用料、手数料や諸収入、営業収益等の経常収益は、110億8,395万円(市民一人あたり18万1千円)で、経常費用に対して18.8%となり、前年度比+3億2,602万円(市民一人あたり+8千円)です。

経常費用から経常収益を差し引いた純経常行政コストは、480億4万円(市民一人あたり78万3千円)で、前年度比+11億3,626万円(市民一人あたり+3万円)です。

純経常行政コストに臨時損益を加算した純行政コストは、480億7,647万円(市民一人あたり78万5千円)で、前年度比+11億7,808万円(市民一人あたり+3万円)です。

4 全体会計純資産変動計算書について(21頁参照)

全体会計純資産変動計算書における純行政コストと財源の差額は、純行政コスト480億7,647万円に対し、市税、地方交付税や特別会計の収入、全会計を合わせた国県支出金等の財源は449億7,601万円と△31億46万円となり、生じたコストを財源で賄いきれなかったこととなります。ただし、純行政コストには、資金の支出を伴わない減価償却費として93億2,229万円が含まれていることから、資金の不足額は生じていません。

上記の変動額に固定資産の無償所管換等を加えた純資産変動額は、△17億2,087万円(市民一人あたり△2万8千円)となり、年度末純資産残高は、1,011億9,463万円と前年度から減少しました。

5 全体会計資金収支計算書について(22頁参照)

全体会計資金収支計算書における令和6年度中の資金収支の差引額は、△2億5,341万円(市民一人あたり△4千円)で、前年度比+3億2,365万円です。

このうち、経常的な行政活動に伴う業務活動収支の差引額は34億5,264万円で、前年度比△5億538万円です。資産の形成に伴う投資活動収支の差引額は、△29億6,261万円で、前年度比+4億5,781万円です。市債の借入れ、償還等に伴う財務活動収支の差引額は△7億4,345万円で、前年度比+3億7,122万円です。

前年度末現金預金残高に業務活動収支、投資活動収支及び財務活動収支並びに歳計外現金の残高を合計した本年度末現金預金残高は、47億5,766万円と前年度比△1億7,203万円となりました。

なお、業務活動収支(支払利息支出を除きます。)と投資活動収支(基金収支を除きます。)を合算した、基礎的財政収支(プライマリーバランス)は、1億3,350万円(市民一人あたり2千円)で、前年度比△2億2,168万円(市民一人あたり△4千円)となりました。

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	193,636,175	固定負債	94,831,162
有形固定資産	183,324,477	地方債	65,423,503
事業用資産	69,565,662	長期未払金	-
土地	21,649,550	退職手当引当金	6,335,614
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	122,630,242	その他	23,072,045
建物減価償却累計額	-81,965,891	流動負債	7,352,980
工作物	8,301,069	1年内償還予定地方債	6,081,519
工作物減価償却累計額	-4,448,561	未払金	8,029
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	1,495
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	768,824
航空機	-	預り金	434,830
航空機減価償却累計額	-	その他	58,284
その他	101,791	負債合計	102,184,142
その他減価償却累計額	-75,236	【純資産の部】	
建設仮勘定	3,372,698	固定資産等形成分	197,609,466
インフラ資産	106,463,553	余剰分(不足分)	-96,414,836
土地	14,751,778		
建物	4,303,998		
建物減価償却累計額	-2,133,144		
工作物	231,484,076		
工作物減価償却累計額	-142,709,260		
その他	12,394		
その他減価償却累計額	-10,528		
建設仮勘定	764,238		
物品	22,489,375		
物品減価償却累計額	-15,194,113		
無形固定資産	5,010,877		
ソフトウェア	340,069		
その他	4,670,808		
投資その他の資産	5,300,821		
投資及び出資金	939,118		
有価証券	-		
出資金	939,118		
その他	-		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	2,166,053		
長期貸付金	508,818		
基金	1,528,694		
減債基金	-		
その他	1,528,694		
その他	326,689		
徴収不能引当金	-168,551		
流動資産	9,742,597		
現金預金	4,757,660		
未収金	311,092		
短期貸付金	-		
基金	3,973,290		
財政調整基金	3,211,797		
減債基金	761,493		
棚卸資産	48,988		
その他	660,376		
徴収不能引当金	-8,810		
資産合計	203,378,772	純資産合計	101,194,630
		負債及び純資産合計	203,378,772

行政コスト計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目	金額
経常費用	59,083,984
業務費用	33,631,567
人件費	10,997,117
職員給与費	7,826,138
賞与等引当金繰入額	760,450
退職手当引当金繰入額	503,471
その他	1,907,058
物件費等	21,109,492
物件費	10,853,363
維持補修費	812,462
減価償却費	9,322,291
その他	121,376
その他の業務費用	1,524,958
支払利息	519,145
徴収不能引当金繰入額	171,239
その他	834,574
移転費用	25,452,418
補助金等	18,400,008
社会保障給付	7,036,186
他会計への繰出金	1,091
その他	15,133
経常収益	11,083,945
使用料及び手数料	9,758,737
その他	1,325,209
純経常行政コスト	48,000,039
臨時損失	89,758
災害復旧事業費	-
資産除売却損	61,977
投資損失引当金繰入額	-28,228
損失補償等引当金繰入額	46,179
その他	9,830
臨時利益	13,328
資産売却益	9,174
その他	4,154
純行政コスト	48,076,469

純資産変動計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目	合計	固定資産 等形成分		余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	102,915,499	194,941,919	-92,026,420	
純行政コスト(△)	-48,076,469		-48,076,469	
財源	44,976,013		44,976,013	
税金等	27,047,399		27,047,399	
国県等補助金	17,928,614		17,928,614	
本年度差額	-3,100,456		-3,100,456	
固定資産等の変動(内部変動)		1,654,847	-1,654,847	
有形固定資産等の増加		14,305,483	-14,305,483	
有形固定資産等の減少		-11,608,389	11,608,389	
貸付金・基金等の増加		1,093,092	-1,093,092	
貸付金・基金等の減少		-2,135,339	2,135,339	
資産評価差額	-	-	-	
無償所管換等	1,012,699	1,012,699		
その他	366,887	-	366,887	
本年度純資産変動額	-1,720,869	2,667,547	-4,388,416	
本年度末純資産残高	101,194,630	197,609,466	-96,414,836	

資金収支計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	50,364,400
業務費用支出	24,911,988
人件費支出	11,010,799
物件費等支出	12,678,276
支払利息支出	484,828
その他の支出	738,085
移転費用支出	25,452,412
補助金等支出	18,400,008
社会保障給付支出	7,036,186
他会計への繰出支出	1,091
その他の支出	15,127
業務収入	53,864,251
税込等収入	26,853,177
国県等補助金収入	15,857,704
使用料及び手数料収入	9,926,563
その他の収入	1,226,807
臨時支出	51,360
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	51,360
臨時収入	4,154
業務活動収支	3,452,644
【投資活動収支】	
投資活動支出	7,313,272
公共施設等整備費支出	6,268,432
基金積立金支出	994,722
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	50,118
その他の支出	-
投資活動収入	4,350,661
国県等補助金収入	2,320,045
基金取崩収入	1,883,292
貸付金元金回収収入	49,707
資産売却収入	25,773
その他の収入	71,844
投資活動収支	-2,962,611
【財務活動収支】	
財務活動支出	7,373,948
地方債償還支出	6,967,787
その他の支出	406,161
財務活動収入	6,630,501
地方債発行収入	6,206,938
その他の収入	423,563
財務活動収支	-743,446
本年度資金収支額	-253,414
前年度末資金残高	4,581,387
本年度末資金残高	4,327,973
前年度末歳計外現金残高	348,301
本年度歳計外現金増減額	81,386
本年度末歳計外現金残高	429,687
本年度末現金預金残高	4,757,660

IV 財務書類を活用した財政分析(一般会計等)

財務書類に表された数値を活用し、分析を行うことで、本市の財務上の姿を把握することができます。

今回作成した令和6年度決算分の財務書類(一般会計等)を用いて、4つの視点から、6つの指標について、次のとおり算定を行いました。

分析の視点	指標	指標の算定方法	上段：一般会計等 下段：全体会計		
			令和5年度	令和6年度	前年度比
世代間 公平性	①純資産比率 (比率が高いほど過去及び現世代が既に負担した割合が大きい)	純資産合計÷資産合計 (944億円 ÷ 1,398億円)	68.0%	67.5%	△ 0.5P
			51.3%	49.8%	△ 1.5P
将来世代と現世代の負担の分担は適切か	②社会資本等形成の世代間負担比率 (比率が低いほど将来世代が負担する割合が小さい)	地方債÷ (有形固定資産+無形固定資産) (392億円 ÷ 1,260億円)	30.8%	31.1%	0.3P
			38.7%	38.0%	△ 0.7P
資産 形成度	③歳入額対資産比率 (比率が高いほどインフラ整備に積極的に取り組んでいる)	資産合計÷歳入総額 (1,398億円 ÷ 393億円)	3.7年分	3.6年分	△ 0.1年分
			2.9年分	2.9年分	0.0年分
将来世代に残る資産はどれくらいあるか	④有形固定資産減価償却率 (比率が高いほど固定資産の減価償却が進行している)	減価償却累計額÷ (土地等の非償却資産を除く 有形固定資産+減価償却累計額) (2,019億円 ÷ 2,914億円)	68.1%	69.3%	1.2P
			63.2%	63.3%	0.1P
自律性	⑤受益者負担比率 (比率が高いほど行政サービスが受益者によって賄われている)	経常収益÷経常費用 (13億円 ÷ 353億円)	3.0%	3.5%	0.5P
			18.7%	18.8%	0.1P
持続 可能性	⑥債務償還可能年数 (数値が低いほど債務償還能力が高い)	(将来負担額-充当可能財源等) ÷ (経常一般財源等(歳入)等 -経常経費充当財源等) (499億円 ÷ 54億円)	9.1年	9.2年	0.1年
			—	—	—

※1 1億円未満を四捨五入した値で表記しています。

※2 指標については統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和元年8月改訂)に示された方法により算定を行っています。

※3 持続可能性の指標について、算定基礎となる数字が一般会計等のみとなるため、全体会計は算定していません。

① 純資産比率(貸借対照表により算定)

「資産合計」に対する「純資産合計」の割合(純資産比率)を算定することで、過去及び現世代によってどの程度の資産が形成されてきたかを見ることができます。また、純資産比率の変動は、将来世代と過去及び現世代との間で負担の割合が変動したことを意味します。今後の健全な財政運営の面では、純資産比率は高いほうが望ましいと言えます。

本市の令和6年度の値は67.5%となっており、前年度の値と比較すると、 $\Delta 0.5$ ポイントとなり、将来世代の負担割合が増加しました。これは、減価償却等の行政コスト支出額が税込収入や国庫支出金等の収入額を上回り、資産の消費ペースが資産の整備額と地方債の償還ペースを上回ったことによるもので、将来負担は増加傾向にあると言えます。

② 社会資本等形成の世代間負担比率(貸借対照表により算定)

「有形固定資産」と「無形固定資産」の合計額に対する「地方債残高」の割合を算定することで、将来返済しなければならない、将来世代の負担の割合(世代間負担比率)を見ることができます。世代間負担比率は低いほうが望ましいと考えられます。

本市の令和6年度の値は31.1%となっており、前年度の値と比較すると、 $+0.3$ ポイントとなり、将来世代の負担割合が増加しました。これは、比率の分子である地方債残高が減少($\Delta 5,713$ 万円)したものの、比率の分母である有形固定資産・無形固定資産の合計額が減価償却が進んだことにより前年度から減額($\Delta 15$ 億1,710万円)となり、分子の減少幅を上回ったことによるもので、将来負担は増加傾向にあると言えます。

③ 歳入額対資産比率(貸借対照表・資金収支計算書により算定)

「歳入総額」(資金収支計算書)に対する「資産合計」(貸借対照表)の割合(歳入額対資産比率)を算定することで、これまでに形成されたストックとしての「資産」が、歳入の何年分に相当するかを見ることができます。この比率が高いほどインフラ整備に積極的に取り組んできていると言えます。

本市の令和6年度の値は3.6年分となっており、前年度の値と比較すると、 $\Delta 0.1$ 年分となっています。これは、地方交付税や譲与税・交付金等が前年比で増額となったことや、加賀温泉駅周辺施設整備事業などの大型事業の財源として補助金を収受したことから、業務収入及び投資活動収入が前年比で増加し、資産における歳入の割合が大きくなったためです。

④ 有形固定資産減価償却率(貸借対照表により算定)

「有形固定資産」のうち、減価償却の対象となる資産の取得価額に対する「減価償却累計額」の割合(有形固定資産減価償却率)を算定することで、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを見ることができます。この比率が高い場合は、施設・設備等の老朽化が進んでいると言えます。

本市の令和6年度の値は69.3%となっています。前年度の値と比較すると、+1.2ポイントとなりました。これは、建物等の老朽化により減価償却累計額が大きくなっているためです。全体的に老朽化が進んでいることから、今後、施設の大規模修繕や建替え等の必要性が高まることが考えられます。

⑤ 受益者負担比率(行政コスト計算書により算定)

「経常収益」は、主に、行政サービスの提供を受けた場合に支払う手数料や施設等を利用した場合等に支払う使用料といった受益者負担額等を表しています。また、「経常費用」は、行政サービスの提供に要する人件費、物件費、維持補修費等の総額を表しています。「経常費用」に対する「経常収益」の割合(受益者負担比率)を算定することで、行政サービスの提供に要する費用がどの程度受益者の負担等で賄われているかを見ることができます。この比率が低いほど、行政サービスにかかるコストが受益者負担よりも税金等で賄われている割合が高いことを表します。

本市の令和6年度の値は、加賀温泉駅周辺施設整備事業に対する鉄道運輸機構補償費が前年比で増額し、諸収入が増加したことなどにより3.5%と、前年度の値と比較すると、+0.5ポイントとなりました。

⑥ 債務償還可能年数(決算統計及び健全化判断比率により算定)

「経常一般財源等(歳入)等と経常経費充当財源等の収支」に対する「実質債務(将来負担額から充当可能財源等を控除した実質的債務[※])」の割合(債務償還可能年数)を算定することにより、市の経常的な業務活動に伴う収支を、年度あたりの償還財源の上限額と捉え、これをすべて債務の償還に充当した場合、現在の債務を何年で償還できるかを見ることができます。この数値は、小さいほど債務償還能力が高いことを意味します。

本市の令和6年度の値は9.2年となっており、前年度の値と比較すると+0.1年となりました。これは、基金残高が前年比で減少したことなどによるものです。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、将来負担比率の算定における将来負担額及び充当可能財源等による。

第3回 タウンミーティング実施報告について

市長が市民から直接意見を伺い、市政に反映していくことを目的として、令和8年2月17日（火）、片山津中学校区を対象に、第3回「地域タウンミーティング」を開催いたしました。

1、実施概要

日 時：令和8年2月17日（火） 午後7時～午後8時

会 場：片山津中学校 講堂

参加人数：70名（アンケート回答数：41名 回答率：58%）

性 別：男性：36名・女性32名（参加名簿より抽出）

地 域：片山津 50% 錦城 10% 東和 30% 山代 6% 山中 3% その他 1%

年齢分布：10～20代(5%)30～40代(25%)50～60代(31%)70代以上(12%)

※無回答（27%）

2、テーマ：

「①片山津中学校区（片山津・金明・湖北）、②加賀市をよりよくするための市長への意見・提言」

3、開催内容：1）市長あいさつ 2）市長への意見・提言

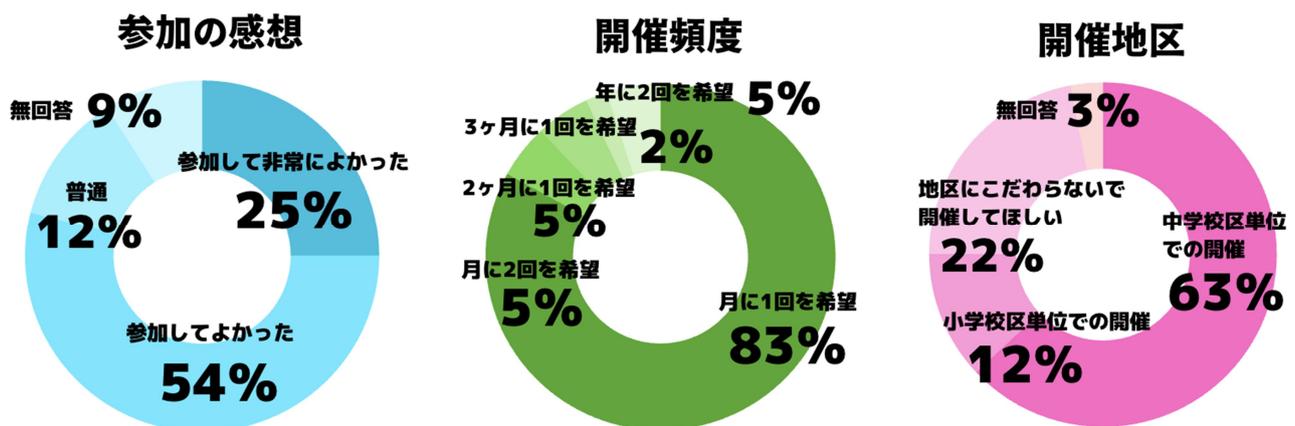
4、参加者の意見について

当日会場でいただいたご意見については、加賀市ホームページで公開しております。

1）地区に関する意見：温泉（街）の再生・柴山湯・総湯・首洗池、子どもの居場所など

2）市をよくするための意見：未来型商業エリア・デジ田、医療センター、空き家対策など

5、アンケート結果



6、今後の開催日程

第4回：「政策タウンミーティング」 テーマ「子育て支援について」

日時：令和8年3月17日（火）午後7時から 会場：市民会館3階 大ホール

第5回：「地域タウンミーティング」 地域「東和中学校区」

日時：令和8年4月17日（金）午後7時から 会場：東和中学校 第1体育館

「第3次加賀市産業振興行動計画」の策定について

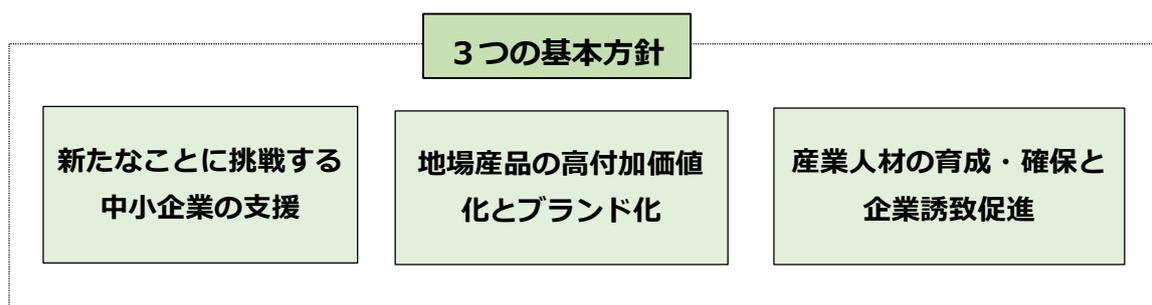
◆計画策定の主旨

「加賀市中小企業振興基本条例」で規定する、市が定める中小企業の振興に関する計画並びに施策として、本市の産業の成長と創造を目指し、平成27年10月に策定した「第1次加賀市産業振興行動計画」の計画期間（7年間）に続く、「第2次加賀市産業振興行動計画」（3年間）の終了に伴い、令和8年度からの次期計画を策定します。

変化の激しい情勢にも順応しながら地域経済の持続・発展を図るために必要な内容とし、計画期間は3年間としております。

◆3つの基本方針と7つのリーディングプラン

地域企業の人材育成促進を中心とした生産性向上により、持続的な成長を図る各種取り組みを継続しながら、山中漆器や九谷焼といった伝統産業の磨き上げや、地域の活力の象徴ともいえる商店街・温泉街の賑わいに資する事業を推進するため、3つの基本方針のもと7つのリーディングプランを定めます。



7つのリーディングプラン

〈重点施策1〉	次世代型産業構造への転換と持続的成長支援
<p>本市の中小企業が、深刻な人手不足やエネルギー価格の高騰、急速なデジタル化といった環境変化に柔軟に対応し、持続的な成長を遂げられるよう、生産性の向上と付加価値の創出に重点を置いた施策を展開し、地域経済の強靱化とさらなる発展を目指す。</p>	
〈重点施策2〉	中小企業の支援体制強化
<p>企業をとりまく様々な課題に対し、関係機関とのネットワークを構築して、窓口や巡回による相談体制を強化することで、企業の経営基盤安定化のための伴走型支援を推進する。さらに、民間の創業者と連携し実経験を参考とした創業希望者に対する支援にも取り組む。</p>	

〈重点施策3〉	産業人材の育成と確保
<p>デジタル技術を活用した施策を進め、労働力不足への対策を推進する。本市の未来を担う産業人材の育成を目的とした研修やリスキングの取り組み、創業支援施設の整備・拡充で、優秀な産業人材の育成を図るとともに、相談支援の枠組みとも連携する。</p>	
〈重点施策4〉	商業環境の充実
<p>商店街・温泉街等への出店に対する支援を行うとともに、経営持続に向けた官民が連携して行う相談体制や広報支援によって、魅力ある商業店舗の出店と空き家・空き店舗の掘り起こしと持続化を図り、まちなかの賑わいを創出する。</p>	
〈重点施策5〉	伝統工芸の磨き上げ
<p>伝統工芸の山中漆器や九谷焼の販路開拓や展覧会開催、若手作家の育成事業を支援しSNS等を活用し、作品だけでなくその技術やストーリーを物語的に発信することで、ブランド力向上を図り、訴求力の高い地場製品の創造や発掘に努める。</p>	
〈重点施策6〉	戦略的企業誘致活動の推進
<p>地域に新たな価値を生み出す産業人材を誘致するために、IT関連企業、スタートアップ企業の誘致を図るとともに、産業団地整備や民間用地の調査、紹介、企業ニーズに応じた事業用地を確保することで、成長産業分野等の企業誘致を図る。</p>	
〈重点施策7〉	観光施策との連動
<p>本市の主要産業である観光産業の発展は、地域経済の活性化に直結しており、観光客（インバウンド含む）の需要獲得を念頭においた地域の産業振興を目指し、商品開発やプロモーションを推進する。</p>	

◆計画策定の経緯と今後のスケジュール

～R8.1月	「第3次加賀市産業振興行動計画」素案の検討
R8.2月	加賀市商工観光振興審議会での審議
R8.3月	パブリックコメント実施（R8.3.12～R8.3.26）
	加賀市商工観光振興審議会において正式決定

我谷吊橋橋梁の通行止めについて

1. 橋梁の概要

架橋場所	我谷ダム堤体の上流（山中温泉我谷町）		
形式	鋼橋（吊橋）	竣工	昭和 39 年 3 月
橋長	140 メートル	幅員	1.2 メートル

2. 修繕履歴

昭和50年 : 塗装工事

平成7年 1月 : 現況詳細調査・対策工法検討

平成7年12月 : 補修工事（1期 ケーブル補修・橋座拡幅/2期 塗装）

3. 現況

広範囲に鉄筋露出、鋼材に著しい膨張

耐風索主ケーブル定着部のアンカー
フレーム金具に板厚減少を伴う腐食

4. 検査結果

健全性Ⅲ：道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態

琵琶ヶ池太陽光発電所（潮津町）の完成について

本事業は、農業用ため池の水面を利用した発電設備であり、環境省の交付金を活用した「加賀市版RE100域内リードプロジェクト事業」として、加賀市、(株)加賀ふるさとでんき、北陸電力グループが連携した積雪地域では初の取組となります。

北陸電力グループが発電設備を設置し、(株)加賀ふるさとでんきを通じて、市内公共施設へ再エネ電気を供給するオフサイトPPA事業として、稼働を開始しました。

これにより、市庁舎は使用電力の全てを再生可能エネルギーで賄うこととなります。

1 概要

琵琶ヶ池(潮津町)の水面を利用したフロート型太陽光発電設備

- ・パネル容量 1,004kW
- ・年間発電量 1,190MWh(一般家庭約430世帯分)

2 供給先

市内24公共施設(加賀市庁舎、小中学校等)

3 稼働開始日

令和8年3月1日

